奈良市○○中学校区地域教育協議会　特定個人情報取扱規程（案）

第１章　総則

第１条（目的）

　この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）及び特定個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づき、◯◯中学校区地域教育協議会（以下、「協議会」という）とその中学校区内にある各市立学校園運営委員会（以下、「各運営委員会」という）における特定個人情報の取扱いについて定めたものである。

第２条（定義）

　この規程における特定個人情報とは、個人番号（個人番号に対応し、その個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

第３条（法令等の遵守）

　協議会は、番号法及び特定個人情報保護委員会が定めた「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を遵守して運用をする。

第４条（取り扱う事務の範囲）

　協議会が特定個人情報を取り扱う事務の範囲は、原則として奈良市教育委員会事務局地域教育課（以下、「地域教育課」という）から委託されている「地域で決める学校予算事業」に関わる以下のものとする。

1. 「源泉徴収票（給与支払い報告書）」（以下、「源泉徴収票等」という）作成に関する事務
2. 「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」（以下、「報酬、料金等の支払調書」という）作成に関する事務

第５条（取り扱う特定個人情報の範囲）

　前条で定めた協議会が取り扱う事務において管理される特定個人情報は以下のとおりとする。

　（１）協議会が税務署等の行政機関に提出するために作成した「源泉徴収票等」及び「報酬・料金等の支払調書」

　（２）「源泉徴収票等」及び「報酬・料金等の支払調書」を作成するために受領した「特定個人情報提供書（様式１）」

　（３）「源泉徴収票等」及び「報酬・料金等の支払調書」を作成するために特定個人情報と支払金額、所得税額をまとめた「所得税報告書（様式２）」

第６条（監査について）

　協議会は、保有する特定個人情報の取扱いについて、地域教育課から定期的に監査を受けることとする。

第２章　安全管理措置

第１節　組織的安全管理措置

第７条（組織体制）

　協議会は、特定個人情報を適正に取り扱うために、総括責任者を協議会に１人、管理者を協議会及び各運営委員会に1人ずつ、事務取扱担当者を協議会及び各運営員会に１人以上置く。

２　総括責任者は、協議会及び各運営員会における特定個人情報の適正な取扱いについて総括的な管理を行うものとする。

３　管理者は、協議会又は各運営委員会における特定個人情報の適正な取扱いについて監督を行うものとする。

４　事務取扱担当者は、特定個人情報の保護に十分な注意を払って、第４条に定めた範囲の業務の実務を担当する。また、特定個人情報を含む文書の内容を確認することなく移送のみ行う者も事務取扱担当者とする。

５　毎年度、総括責任者、管理者、事務取扱担当者の名簿を作成するものとする。

６　総括責任者、管理者、事務取扱担当者が変更することになる場合は、従前の者が新たに従事する者に対して確実に引継ぎを行うものとする。

第８条（情報漏えい事案等への対応）

　事務取扱担当者は、情報の漏えい、滅失又は毀損等の事故が発生したことを知った場合又はその可能性が疑われると判断した場合は、管理者に速やかに報告する。

２　管理者は、前項の場合には、速やかに総括責任者及び地域教育課に報告をするとともに、その原因を究明し、本人・関係者への報告等必要な措置を講じる。

第９条（苦情や相談等への対応）

　事務取扱担当者は、特定個人情報の取扱いについて、本人から苦情や相談等の申出を受けた場合には、その旨を総括責任者・管理者に報告をする。報告を受けた総括責任者・管理者は、適切に対応するものとする。

第１０条（取扱状況の記録）

　特定個人情報の取得・利用・廃棄、書類の持ち出し等取扱いについて、この規定等の定めに従い継続して運用していることを確認できるようにするため、これらの取扱記録を「特定個人情報管理台帳（様式３）」として整備する。

第１１条（取扱状況の確認と安全管理措置の見直し）

　総括責任者・管理者は、定期的に「特定個人情報提供書」、「所得税報告書」、「特定個人情報管理台帳」を確認する等、必要に応じて安全管理措置の見直しと改善に取り組むものとする。

第２節　人的安全管理措置

第１２条（事務取扱担当者の監督）

　管理者は、協議会又は中学校区内の各運営委員会において特定個人情報が適正に取り扱われるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

第１３条（事務取扱担当者への教育）

　管理者は、事務取扱担当者に対して、特定個人情報の取扱いに関する教育を

定期的に実施する。

第１４条（秘密の保持義務）

　特定個人情報を取り扱う全ての者は、業務上知ることができた秘密を保持しなければならない。その業務を離れた後も同様とする。

第３節　物理的安全管理措置

第１５条（特定個人情報の記録媒体）

　特定個人情報は電子媒体で取り扱わないものとする。

第１６条（取扱区域等の管理）

　管理者は、特定個人情報の取扱事務を実施する取扱区域を定める。

２　取扱区域において、特定個人情報を取り扱う際は、特定個人情報の漏えい等を防止するため、間仕切り等の設置や座席配置の工夫等を講じる。

第１７条（保管場所の確保）

　特定個人情報が記載された文書は、施錠が可能な棚・引き出し等に保管するものとする。

２　特定個人情報が記載された文書の保管に必要な鍵は、総括管理者が適正に管理するものとする。

第３章　特定個人情報の取得

第１８条（適正な取得）

　特定個人情報の取得は、第４条に掲げた事務の範囲内での利用のみを目的とし、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

第１９条（提供の求め）

　特定個人情報の提供を求めることが出来る時期は、第４条で定めた事務が発生した時点とする。

２　協議会は、特定個人情報の提供を受けるために、交付又は送付する方法により、利用目的を通知し提供を依頼する。

３　事務取扱担当者は特定個人情報の提供を受ける場合、特定個人情報提供書を使用する。

第２０条（本人確認）

事務取扱担当者は、提供を受けた特定個人情報所有者の番号確認及び身元確認を原則対面にて行う。

２　番号確認書類及び身元確認書類の詳細は、別表１を参考とする。

第４章　特定個人情報の利用

第２１条（利用の範囲）

　事務取扱担当者は、取扱い業務の範囲において、取得・保管している特定個人情報を利用して、所得税の源泉徴収にかかる行政手続に必要な書類等を作成できる。それ以外の目的で利用してはならない。

２　当該中学校区内の協議会、各運営委員会内での特定個人情報の移動は、「提供」ではなく「利用」に該当し、第４条に掲げた事務の範囲内での利用のみを目的とし、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

３　特定個人情報を含む文書の移送を行う場合は、中の文書が外から見えないように厳重に封入し、移送先の担当者に確実に手渡すこととする。

第５章　特定個人情報の保管

第２２条（保管の取扱い）

　事務取扱担当者は、取扱い事務の範囲内において、個人番号関係事務の一環として利用する必要があると認められる場合に限り、特定個人情報を保管することができる。

２　特定個人情報が記載された書類等は、第４条で定めた業務の当該年の事務処理完了後、関係法令により定められた期間内で保管する。

第６章　特定個人情報の提供

第２３条（提供の範囲）

　特定個人情報は、関係法令により定められた場合においてのみ関係行政機関へ提供することができる。

２　前項の提供については、持参あるいは簡易書留の利用等の厳重な管理方法によって行わなければならない。

第７章　特定個人情報の開示、修正、利用停止等

第２４条（保有特定個人情報の開示）

　協議会、各運営委員会が保有する特定個人情報について本人から開示を求められた場合、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。なお、当該本人以外の特定個人情報が含まれている場合には、その部分についてはマスキング等をするものとする。

２　次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部を不開示とすることができ、その場合には請求書に対してその旨及び理由を説明する。

　①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

　②協議会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

　③他の法令に違反することとなる場合

３　開示請求に対する回答（不開示の場合の通知も含む。）は書面にて、遅滞なく通知する。

第２５条（保有特定個人情報の修正）

　協議会、各運営委員会が保有する特定個人情報の内容について、当該本人から修正・削除を求められた場合は、必要な調査・確認を行い、遅滞なくこれに応ずることとする。

２　かかる修正・削除を行ったとき、又は修正・削除を行わない旨の決定をしたときは、当該本人に対し、遅滞なくその旨（修正・削除を行った場合は、その内容を含む。）を通知するものとする。なお、修正・削除を行わない場合又は当該本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示す等、その理由を説明することとする。

３　特定個人情報の修正・削除に応ずる場合には、「特定個人情報変更の届出書（様式４）」の提出を求めることとする。

第２６条（保有特定個人情報の利用停止等）

　本人から、当該本人が識別される特定個人情報が法令に違反して取得・利用・提供されている理由によって、当該本人の特定個人情報の利用の停止、提供の停止、消去（以下、利用停止等という）が求められた場合、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく当該特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等を行うことが困難であって、当該本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

２　前項の規定に基づき求められた利用停止等の全部又は一部を行ったとき、又は行わない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨（当該本人から求められた措置と異なる措置を行う場合にはその措置内容を含む。）を通知しなければならない。なお、利用停止等を行わない場合又は本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断根拠及び根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

第８章　特定個人情報の廃棄

第２７条（廃棄の取扱い）

　特定個人情報は、個人番号関係事務として手続き書類の作成事務を処理する必要がなくなり、関係法令により定められた保管期間を経過した場合に廃棄を行うものとする。ただし、事務の取扱い上、廃棄予定日を含む年度末までを猶予期間とする。

２　特定個人情報等が記載された書類等を廃棄した場合は、廃棄した記録を特定個人情報管理台帳に記載する。

３　特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する場合は、焼却、シュレッダーにかける等の復元不可能な手段を採用する。

４　特定個人情報等が記載された書類等を廃棄する際には、総括責任者が立ち会うこととする。

第９章　その他

第２８条

　この規程に定めるもののほか、特定個人情報を取り扱う際に必要な事項は、協議会会長が定める。

附則

この規程は、平成２８年１月１日から施行する。